議事日程(第2号)

令和4年3月4日(金曜日) 午後3時14分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第 7号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第12号)

議第 8号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第 9号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第10号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第11号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第 2 ※専決処分の審議及び採決

議第 6号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認について

日程第 3 ※補正予算審査結果報告及び採決

日程第 4 ※事件案件の審議及び採決

議第29号 遊佐町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限 に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について

日程第 5 ※令和4年度施政方針

 $\stackrel{\wedge}{\bowtie}$

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 11名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君
3番	佐	藤	俊力	に郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	_	君
9番	四	部	潚	吉	君	11番	斎	藤	弥ま	ま夫	君

12番 土 門 治 明 君

欠席議員 1名

10番 君 髙 橋 冠 治

 $\stackrel{\wedge}{\boxtimes}$

説明のため出席した者職氏名

総務課長 町 長 時 田 博 機 君 中 Ш 三 彦 君 産業課長兼 企 画 課 長 佐 藤 光 弥 君 渡 숲 和 裕 君 農委事務局長 地域生活課長 畠 良 君 健康福祉課長 池 田 君 民 課 長 青 長 夕栄 君君 貴一 教 育 課 長 選挙管理委員会 農業委員会会長 佐 藤 充 君 石 垣 ヒロ子 君 委 員 長 代表監査委員 本 間 康 弘 君

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$

出席した事務局職員

髙橋善之 議事係長 東海林 エ リ 主 任 瀧 口 めぐみ 事務局長

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$

本 会 議

議 長 (土門治明君) 延会前に引き続き本会議を開きます。

(午後3時14分)

議 長(土門治明君) ただいまの議員の出席状況は、10番、髙橋冠治議員が所用のため欠席、その他全 員出席しております。

説明員としては、池田副町長が所用のため欠席、その他町長以下全員出席しておりますので、報告いた します。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

専決処分の審議及び採決を行います。

日程第2、議第6号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認についての件を 議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第6号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認についての件を採 決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(替成者举手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第3、補正予算審査結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第7号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第12号)ほか特別会計等補正予算4件について、補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

補正予算審查特別委員会委員長(齋藤 武君)

令和4年3月4日

游佐町議会

議長 土門治明殿

補正予算審査特別委員会 委員長 齋 藤 武

審査結果報告書

令和4年3月3日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第7号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第12号)

議第8号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第9号 令和3年度海佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第10号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第11号 令和3年度游佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

2. 審査の結果及び意見

令和3年度遊佐町一般会計補正予算ほか、4件の特別会計補正予算について慎重に審査した結果、

いずれも適正なものと認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。 以上です。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

ただいま各会計5件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それ ぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第7号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第12号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、以上で討論を終了いたします。

それでは、議第7号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第12号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第8号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。 (「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第8号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第9号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第9号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について採決いたし

ます。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。 (「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第10号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。 可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第11号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

事件案件の審議及び採決を行います。

日程第4、議第29号 遊佐町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第29号 遊佐町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、令和4年度の施政方針に入ります。

時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、私から令和4年度の施政方針を申し述べさせていただきます。

第554回遊佐町議会定例会の開催に当たり、調整運営の基本的な考え方を明らかにするとともに、令和4年度の主要な施策ならびに予算編成の概要について申し上げます。

1 はじめに

まず初めに、遊佐町長に就任以来掲げてきました「働き場、若者、賑わい いきいきゆざの構築」をキーワードとして、オール遊佐の英知(町民力)を結集し、引き続き、遊佐町のさらなる発展をめざします。 平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする遊佐町総合発展計画(第8次遊佐町振興計画) については、前期5年の成果と課題を踏まえ、令和3年度に後期基本計画を策定し、令和4年度が後期5 カ年のスタートとなります。

この後期計画では、5つの重点プロジェクトを位置づけております。一つ目は、SDGsの理念を施策に取り入れ持続可能な地域づくりに取り組みます。将来の子どもたちのため、ゼロカーボンシティを目指すとともに再生可能エネルギーの導入に努めます。二つ目は遊佐パーキングエリアタウン整備を推進します。官民連携調査事業の結果に基づき整備手法や施設機能について、具体的な検討に入ります。三つめは小学校統合後の空き校舎の利活用です。町の将来像も見据えながら、町の公共施設の適切な管理を行うためのマネジメントを行っていきます。四つ目は観光施設の長寿命化です。中長期的な視野から再生可能エネルギーの導入など計画的な修繕に努めます。五つ目は地域や関係団体と小中学校の連携の推進、遊佐高校存続のため、教育の魅力化に取り組みます。

- 2 オール遊佐の英知(町民力)を結集したまちづくり施策の推進について、総合発展計画の基本目標に沿って説明いたします。
- (1) まず第1点目として、〔地域の特性を活かした産業振興と多彩な働き場の構築〕について申し上げます。

初めに、雇用の安定と就労環境の充実について申し上げます。新たな雇用を生み出す企業誘致の推進については、鳥海南工業団地において、鳥海南バイオマス発電所の立地が決定し、建設工事が進んでおり、雇用の創出と拡大が期待されています。

また、平成30年に竣工した金龍ウイスキー遊佐蒸留所で、第1号となるウイスキー「YUZA First edition 2022」が発売されました。今後も、地域の特性を活かして、企業誘致を推進

してまいります。

就労環境については、関係組織と協力し、町内企業と求職者のマッチングを図ります。人手不足の改善、 若者の地元定着に努めます。

次に、所得の向上と後継者育成について申し上げます。

商工業振興および創業、起業支援については、商工会との連携により、引き続き、米~ちゃんスタンプカード事業への支援を行うと共に、産業活性化対策事業などを充実し、創業者支援に努めます。

6次産業化の推進については、遊佐町地域活性化拠点施設の加工場を拠点とし、遊佐ブランド推進協議会の事業と連携して、マーケティングを駆使し、生産から加工、販売につなげ、加工品のブランド化と販路拡大に取り組みます。

遊佐町農業の主力産品であるコメについては、県が提示する生産の目安が、民間在庫量の増加や需要量の減少傾向等の情勢を踏まえ、これまで以上に厳しいものになることが予想されます。 J A 庄内みどりと連携し、適地適作を基本としながら、産地交付金の有効活用を図り、転作田での高所得生産を推進します。特に、付加価値の高い野菜や花きについては、産地化推進作物として生産を推奨し、農業者の所得向上と産地拡大をめざします。

園芸作物では、パプリカ、ミニトマト、アスパラガスなど有望品目について、国県の補助事業等を活用 し、パイプハウスなどの整備を進め、生産基盤の充実を図ります。

担い手の確保については、チャレンジファーム事業により就農準備段階から積極的に支援をしていくと ともに、国の新規就農者育成総合対策等の関連施策とあわせ、営農確立まで切れ目ない支援体制を構築し、 新規就農者の増加を図ります。

また、コロナ禍の影響により、市場価格の低迷による営農規模縮小や離農等の影響が懸念されるところですが、その対策として、国の農地利用効率化等支援交付金などを活用し、生産基盤の強化と経営規模拡大を支援し、コロナ禍でも揺るがない農業経営体の構築を図ります。

県営圃場整備事業では、施工中の杉沢前田地区、大楯地区、当山Ⅰ期地区のほかに畑地区について面工事が本格的に始まります。また、当山Ⅱ期地区については実施設計に着手します。今後、令和14年度まで計画されている他の4地区についても、順次支援していきます。

漁港漁場整備については、県と連携し、漁港のサンドポケット浚渫(しゅんせつ)を継続するとともに、 藻場造成および増殖施設の整備に取り組みます。

また、全国的なサケ漁の不漁を受け、本町の各組合から県内外へ種卵を提供しています。国県の補助事業を活用しながら、海面・内水面漁業の振興を図る取組みへの支援を継続していきます。

林業では、森林環境譲与税による、未整備森林の森林整備を加速させるため、県および関係市町村との 共同による民有林の航空レーザ測量を実施します。また、県が推進する「やまがた森林(モリ)ノミクス」 と共に、健全な森林環境整備に努め、被害量が減少傾向にある松くい虫被害に関しても、さらなる縮小に 向け、国・県・町が連携して防除に取り組みます。

次に、地域資源を活かした観光振興について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、三密回避など新しい生活様式の対応を基本に、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた誘客手段・事業開発に、関係機関・団体と連携して取り組んでいくことで、

交流人口の拡大に努めます。

昨年も開催に至らず2年延期となってしまいましたが、町のシンボルである鳥海山を会場とする、株式会社モンベルと連携した鳥海山シーツーサミット第10回記念大会の開催に向け準備を進めます。環鳥海エリアが力を合わせて、90万人を超えるモンベルクラブ会員をはじめ、全国へ鳥海山の魅力発信に努めるとともに、今年8月に本県で開催される「山の日」全国大会に繋がるよう機運醸成を図っていきます。

鳥海山・飛島ジオパークについて、令和3年2月に日本ジオパークに再認定され、その際に「ユネスコ世界ジオパークとしてふさわしい価値を備えている」との評価をいただいたことから、これまで以上に地域の資源を教育や観光に活用し、地域経済の活性化を図るため、「ユネスコ世界ジオパーク」の認定をめざすことを、当町をはじめとした構成市で確認しました。2026年の認定を目標に進めていく予定であり、これからも町民をはじめとした多くの方への周知に努めます。

山形県の「里の名水・やまがた百選」に県内で現在66ヶ所選定されている名水のうち、本町から12カ所が選定されています。鳥海山・飛島ジオパークのテーマである「水と命の循環」を体感できる湧水の郷として、自然環境の保全と観光や学習活動に活用するための環境整備を、今後も推進します。

観光関係施設の整備について、とりみ亭のエアコン更新、あぽん西浜のボイラー更新等を施工します。 日本海沿岸東北自動車道について、山形・秋田県境区間の開通へ向けての期待が高まってきました。日 沿道整備事業の着実な進捗と、一日も早い全線開通に向けた要望活動とともに、地域に豊かさをもたらす 遊佐パーキングエリアタウンの整備に向けた取り組みを、力強く進めていきます。

(2) 2点目の〔若者に選んでもらえるまちづくり〕に関して申し上げます。

「第3次定住促進計画」の初年度となる今年度は、これまでに引き続き、いまだ続く新型コロナウイルス感染の影響などの社会情勢の変化にも柔軟に対応しながら、移住定住施策の更なる推進を図ります。

若者世代の定住促進をめざして、舞鶴地区若者定住住宅地について、分譲販売と民間事業者による賃貸住宅整備の支援に引き続き取り組みます。

県内自治体や関係団体との連携による若者の交流事業を推進し、交流をとおした出会いの場づくりに取り組みます。

町外で暮らす方を対象とした交流会の開催をとおして、IJUターンも視野に入れた町との絆づくり、関係人口の増加を促します。

オンラインも活用しての首都圏等で開催される移住フェア等への積極的な参加、町単独での移住セミナー開催により、移住相談の充実と町の情報提供に努めます。また、関係各課、集落支援員、NPO法人いなか暮らし遊佐応援団等と連携しながら、移住支援や移住後の生活支援、移住者同士の交流に取り組みます。あわせて、空き家を活用した起業への支援、空き家を賃貸住宅として活用する場合の支援等により、空き家の利活用を総合的に推進し、住宅が必要な方への住居の選択肢の充実や、移住定住の促進による地域活性化をめざします。

地域おこし協力隊制度を活用し、新たな視点やスキルによる町の様々な課題の解決を図りながら、任期終了後の定住につなげる支援を継続します。

(3) 3点目として、〔共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり〕について申し上げます。

子育て支援については、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き各事業を実施し、子育 て世代を対象とした子どもセンターや子育て支援センター事業の充実を図り、子育て支援を行っていきま す。

介護保険関係では、第8期介護保険事業計画期間の2年度目にあたり、高齢者が健康でいきいきと自立 した生活が続けられるよう高齢者福祉施策等をはじめ介護保険制度の安定した運営に努めます。

健康支援関係では、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、町民の生命及び健康を守るため、遊佐医会の協力のもと、追加接種となる3回目のワクチン接種の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。5歳~11歳までのワクチン接種についても、酒田地区医師会、酒田市、庄内町と連携し進めていきます。

また、安心して出産・育児に臨めるよう子育て世代包括支援センター事業の充実、生活習慣病予防対策 及び特定健診受診率向上事業の強化、ひきこもり支援や自殺予防対策の推進等、住民の多様化・深刻化す る健康課題へ関係機関との連携を図りながら取り組んでいきます。

高齢者の保健事業に関しては、よりきめ細かい事業を行うための介護予防との一体的実施について、令和5年度から開始に向けて準備を進めていきます。

国民健康保険関係では、国保世帯数及び被保険者数の減少に対し医療給付費の増加により厳しい財政状況にあり、この状況に対処するため、国民健康保険税の適正な算定をおこない安定的な制度運営に努めていきます。

障がい福祉関係では、全ての町民が、住み慣れた地域の中で、支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現を目指すため、障がいを理由とする差別の解消に取り組んでいきます。

また、町民が、心身共に健康で幸せを実感できるよう、地域福祉の充実に努めるとともに、障がいや介護、子育て等の分野の垣根を越えた重層的支援体制の構築に向けた準備を進めていきます。

(4) 4点目に、[鳥海山の豊かな自然と調和した快適なくらしの創造]について申し上げます。

良好な地域環境、とりわけ鳥海山を源とする水環境と景観の保全は、町のかけがえのない財産として次の世代に引き継ぐべき重要課題です。懸案となっている臂曲地内の岩石採取事業を巡る係争については、令和2年12月に仙台高等裁判所において、町の主張がほぼ認められた控訴審判決があり、令和4年1月に最高裁判所において、町の条例による規制は憲法第22条1項に違反するものではないとして、上告を棄却する判決が言い渡され、控訴審判決が確定することとなりました。この結果は予防原則に基づく町の条例が司法にも認められたことを意味し、地方自治にとっての大きな一歩であると考えています。

また、県が当事者となっている公害等調整委員会の裁定事案については、山形県の主張が認められるよう、県との連携を十分に確保し取り組みを推進します。

再生可能エネルギーの導入については、カーボンニュートラル、カーボンゼロを目指し、町主導によるカーボンニュートラルの「見える化事業」にも取り組みを進めます。良好な環境を次の世代に引き継ぐ使命のもとに、町民・事業者との協働により、取り組みます。また、「遊佐町エネルギー基本計画」の基本理念である「エネルギーの地産地消によるまちづくり」を通じて、安全安心の生活基盤の確保や地域振興を図ります。

遊佐沖における洋上風力発電の導入に向けた県の取り組みについては、遊佐部会において想定海域や景観・自然に関する事項、漁業協調策や産業振興などの検討を重ね、昨年の9月13日に国土交通・経済産業

両省により再エネ海域利用法の位置付けが昨年の「一定の準備段階に進んでいる区域」から「有望な区域」 となりましたが、町民や関係団体の不安や疑問を解消していくため、引き続き、国の「法定協議会」他、 あらゆる機会をとらえて、丁寧な説明会の開催を県等に求めていきます。

ごみの減量と環境美化の推進に関しては、「遊佐町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民との情報 共有と啓発に努めながら、分別収集の徹底、リサイクル率の向上、ごみ減量化を推進します。

廃棄物の適正処理と不法投棄防止については、不法投棄監視人の配置による常時監視や県と町との合同 巡回を行うなどして啓発活動に努めます。

治水事業については、遊佐町の治水事業と水防の役割を担ってきた約140年の歴史を持つ、月光川水害予防組合を解散し、事業についてはこれまでどおり、堤防の保全と河川の状態把握のため環境整備として、月光川水系の草刈りを行っていきます。また、月光川水害予防組合議員の皆様が担ってきた月光川水系の河川巡視等の役割についても、これまでどおり河川の状態を管理者である県にお伝えできる体制づくりを検討してまいります。

安心して暮らせる地域づくりに関して、新たな変異株が確認されるなど未だに終息の兆しが見えない新型コロナウイルスの感染拡大に対し、国・県の方針を踏まえた上で、保健所等関係機関と連携を密にし、正確かつ迅速な情報発信とワクチンの3回目追加接種を実施するとともに、適切な感染拡大防止の対応に取り組みます。

防災については、情報発信の多重化を図るための新たなツール導入の検討、避難所での新型コロナ感染 防止対策のための物品を含む資機材・備蓄品の整備を行います。また、災害への備え、災害時の行動について町民の理解を深めるため、遊佐町防災ガイドブック、鳥海山火山防災マップを活用した出前講座や新型コロナ対策を踏まえた避難所開設訓練等の取り組み、自主防災組織の活動支援を行います。

管理不全空き家と特定空き家等の対策は、相談会等の開催による適正な空き家管理の理解を得る取り組み、空き家解体費用の補助、所有者の把握を行い、空き家利活用推進事業と併せて総合的かつ計画的に進めます。

防犯については、荘内銀行前交差点に設置している防犯カメラの更新を行うほか、安心なまちづくりに 取り組みます。

町道の整備促進については、町道畑西線の改良を含む広畑橋架け替え事業、舗装補修、道路側溝整備を 計画的に進めます。

橋梁修繕については、全橋点検における診断結果をもとに「橋梁長寿命化修繕計画」の更新を行います。 町道に架かる117橋の改修および維持管理の健全化に努めるとともに、耐用年数の延伸と維持管理コストの 縮減を図ります。

下水道事業については、ストックマネジメント計画策定に継続して取り組むとともに、計画に基づいた 改築・更新を実施します。また、公営企業会計への移行に向けた準備を進めます。下水道事業の健全な経 営基盤の確立に向けては、下水道接続率の向上に努めるとともに、公債費の適正管理など経営の健全化に 努めます。

水道事業については、令和3年度に策定した耐震化・更新計画に基づき、水道管や配水施設等の耐震化 を計画的に進めます。また、水道施設の適正な資産管理を図るため、水道施設台帳を継続して整備します。 地域公共交通の確保の取り組みについては、デマンドタクシーを中心とした交通対策事業の充実に努め、関係各課が連携し、生活交通の確保、町民の利便性の向上に努めます。

計画的な土地利用の取り組みについては、まちづくりの将来ビジョンを確立すべく、都市計画に関する 基本的な方針である、都市計画マスタープランに基づき進めます。

(5) 5点目の〔ふるさとを愛し、未来を拓く、いのち輝く町民の育成〕について申し上げます。

「第2次遊佐町教育振興基本計画」に基づき、長期的展望に立った教育行政を計画的に推進していきます。その基本計画について、前期5年間の成果と課題を整理しながら中間見直しを図り、後期5年間を見通した後期計画を策定します。

小学校については、令和5 (2023) 年4月の町内5校の統合による新小学校の開校に向けた準備の最終年度にあたり、「遊佐町立小学校新校開校準備委員会」での協議内容を中心にしながら、スムーズな移行ができるよう努めます。

コミュニティ・スクールの推進については、これまで各校の学校運営協議会を機能させ、学校教育と地域の協働体制を充実させてきました。地域・家庭・学校が目標を共有しながら主体的に子どもたちの成長を支えるために、学校運営協議会を核にした地域学校協働活動の一体的な推進に努め、地域の教育力を生かした教育活動を充実させ、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

確かな学力の育成については、学習の文具としてタブレット端末の効果的な活用を図りながら、学習の基盤となる情報活用能力の育成、学ぶ楽しさを実感できる授業づくりの推進、学習支援塾等による子どもたちの教育環境の充実、1CT支援員や部活動指導員の活用等による教職員の勤務環境の改善により、子どもたちに必要な資質・能力の育成に努めます。

小・中学校の施設整備については、統合新小学校開校に向けた遊佐小学校の給食室、昇降口、職員用執 務室の改修工事を実施します。加えて、子どもたちが安全にスクールバスで通学できるよう、遊佐小学校 東側にバスの乗降場所と徒歩通路を含めた駐車場を整備するとともに、北側町道の拡幅工事を実施し、ゆ とりを持ったバスの進入路を確保します。また、遊佐小学校高学年棟のトイレ洋式化工事と遊佐中学校武 道場の漏水改修に向けた実施設計を行います。

山形県立遊佐高等学校の支援については、地域連携協議会組織のもとで魅力化にかかる検討・協議を図りながら、存続による地域の発展のための支援事業を展開していきます。

青少年の健全育成については、学校・家庭・地域が連携して「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動と、「躍動する遊佐っ子10ヶ条宣言」の実践を推進します。

少年町長・少年議員公選事業や中高生ボランティアサークル「くじら」等の活動をとおして、未来の地域づくりを担うリーダーの育成に努めます。

放課後子ども教室については、地域と連携しながら新たな教室の開設を行い、新校開校を見据えた放課 後の児童の安全な居場所づくりに努めます。

「心豊かにいのち輝く町民の育成」について申し上げます。

町民の生涯学習による自己研鑽と仲間づくり、生涯スポーツの推進、芸術文化鑑賞の機会を提供し、心豊かな町民の育成に努めます。そのために、遊佐町スポーツ協会や総合型スポーツ文化クラブ遊's (ゆず)、遊佐町芸術文化協会等の関係団体の活動を支援し、連携を図っていきます。

また、「生涯学習推進計画」と「スポーツ推進計画」は策定してから5年を経過することから、これまでの成果と課題を踏まえ、中間見直しを図ります。

29回目となる「奥の細道鳥海ツーデーマーチ」では、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、より魅力あるウォーキング大会となるよう内容の充実に努めます。

読書環境の充実については、「第2次遊佐町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが本に親しむための環境づくりを進め、また、開館時間・休館日の見直しを行い、町民が利用しやすい環境を整えます。

「歴史・文化遺産の継承と活用」について申し上げます。

令和2年3月に国の史跡に指定された小山崎遺跡は、保存と活用の基本方針を定めた保存活用計画策定後、具体的な整備内容を定めるための整備基本計画について、令和5年度の策定に向けて協議し、検討を始めます。

また、平成11年に国の重要無形民俗文化財の指定を受け、平成30年にはユネスコ無形文化遺産に「来訪神:仮面・仮装の神々」として登録された全国の来訪神行事10件のうちのひとつである「遊佐の小正月行事(アマハゲ)」は、滝ノ浦、女鹿そして鳥崎の3集落に古来から伝わってきた民俗行事です。来訪神を敬い、伝統を重んじる心を持って継承してきた小正月行事を引き続き支援していきます。

遊佐町史下巻は、令和3年度中の発刊をめざしてきましたが、執筆内容の精査等により、遊佐町史下巻発刊に係る令和3年度予算の一部について令和4年度に繰越して予定を変更し、令和4年度の発刊に向けて作業を進めます。

姉妹都市ハンガリー・ソルノク市派遣事業について、コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和4年 度においても中止せざるを得ないと考えていますが、情勢が好転した場合は予算補正による催行を検討す ることとします。

(6) 6点目として、〔人の絆で織りなす賑わいあふれるまちづくり〕について申し上げます。

協働によるまちづくりの推進について、遊佐町まちづくり基本条例に則って、地区まちづくり協議会の 地域課題解決型の運営を支援し、教育課と連携して関係者の研修機会の充実に努めます。

令和5年4月に予定されている統合新小学校開校後の空き校舎等の活用について、町民等で構成する検 討委員会で活用案の議論や意見聴取に取り組み、町の課題や施策への対応と、まちづくり活動の推進や地 域の魅力化を目指します。

開かれた町政の推進について、町民による外部評価制度により事務事業の進捗状況や効果検証を行い、 その内容を公開してより有効的・効率的な業務改善を図ります。

遊佐町、生活クラブ生協、庄内みどり農協の三者による、地域農業と日本の食料を守り、持続可能な社会と地域を発展させる共同宣言事業を推進します。

また、エネルギーの自給と循環型社会をめざして町内に建設された「庄内・遊佐太陽光発電所」の、収益の一部を活用して酒田市に設置された庄内自然エネルギー発電基金について、基金活用に係る協議会の運営を通して、庄内地域の持続可能な社会づくりに寄与し、「地域循環共生圏」ローカルSDGsの実現に向けて努力します。

ふるさとづくり寄付金(ふるさと納税)について、返礼品の新規開発に努め、各種寄付受付サイトを活

用しながら、経費節減と手続き等の利便性の向上を図り、リピーターの確保に努めます。

遊佐元町地区の賑わい再生事業について、産直販売のぽっぽやが遊佐駅から撤退するため、賑わいが持続するよう、民間主導での事業を検討します。

効率的な財政運営の推進に当たっては、町政運営に対する町民の信頼を確保するうえで、引き続き町税の適正・公平な課税の実現と収納率の向上に努めます。また、町民サービスの向上を図るため、休日窓口の開設ほか、休日における申告相談窓口の開設を継続し、窓口手数料のQRコード決裁導入に向けて準備を進めます。マイナンバーカードの申請と交付については、毎週火曜日の夜間開設や、集落等への出張申請を実施し、マイナンバーカードの普及に努め、住民票等のコンビニ交付の実現をめざします。

3 令和4年度当初予算編成について申し上げます。

令和4年度当初予算は、第6期実施計画を踏まえ、本町が抱える重要課題や横断的な政策課題に取り組んで行くための「政策実現予算」としております。

一般会計の当初予算は84億5,800方円、前年度対比で4億7,900万円の減額、5.4%の減少となっています。 歳入における町税は、前年度対比1.1%減の13億39万円、地方交付税については、前年度対比3.3%増の 33億3,900万円を計上しました。

町債では、小学校改築事業債で1億4,750万円を計上するなどして、総額で6億3,200万円、前年度対比で3億5,480万円の減額、36.0%の減少となりました。

また、地域経済の回復に資する積極的な投資的経費を確保するため、財政調整基金や特定目的基金を活用するなどして予算編成を行いました。

一方、歳出では、「働き場・若者・賑わい いきいきゆざの構築」を念頭に置きつつ、限られた財源を効果的に還元できるよう、事務事業の最適化の取り組みを進めます。

具体的には、若者定住のための子育て世帯に対する支援、児童・障がい者・高齢者の各医療給付や助成制度、各種健診の実施など、町民の生活向上に資するソフト事業に配慮するとともに、遊佐パーキングエリアタウン整備事業などの重点事業や持家住宅リフォーム・定住促進住宅建設支援金事業などを継続することにより、定住対策や雇用対策と地域経済の活性化に努めます。

さらに、「遊佐町公共施設等総合管理基金(仮称)」を創設し、老朽化が進む公共施設等の維持管理、解体等に備えます。

「選択と集中」を基本に、今後の地方創生の取組みに資する財政運営の持続可能性を確かなものとしていきます。

4 結びに

新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延し、緊急事態宣言や学校の休校措置が取られるなどしてから間もなく2年になろうとしています。ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、経済再生・地方再生が課題となる中、令和4年度を迎えることになります。来年開校する統合新小学校や、遊佐パーキングエリアタウン事業などの主要事業はもちろんでありますが、SDGs、自治体DX、カーボンニュートラルなど、新たな視点での取り組みが求められています。

我が町の行政執行にあたっては、開かれた行政を基本に、議会と力を合わせて、より良い遊佐町、誇れる遊佐町づくりに邁進したいと考えます。そのためには自らの先見性を養い、主体性をもって粉骨砕身の

努力を重ねてまいる所存です。

改めて、町民ならびに議会議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りますよう衷心からお願いを申し上 げ、令和4年度の施政方針といたします。

議 長(土門治明君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

3月7日午前10時まで散会いたします。

(午後4時12分)